

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、皆野町地域防災計画（平成28年7月）やハザードマップ等を元に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

<①立地環境・人口等>

ア 皆野町の概況

皆野町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、東経139度5分、北緯36度4分で、東は東秩父村、北は長瀨町と本庄市、南・西は秩父市にそれぞれ接している。町の中央を荒川が東流し、その右岸の川岸段丘に町が帯状に開けている。

気象は内陸性気候を示し、冬季は北西の季節風が強く、乾燥した晴天が続く。降水量、積雪とも比較的少ない。夏季は高温多湿で気温の年格差が著しい。

交通は、都心からは関越自動車道、国道299号などを利用すると約2時間程度。鉄道は池袋から西武池袋線、熊谷から秩父鉄道などが乗り入れている。



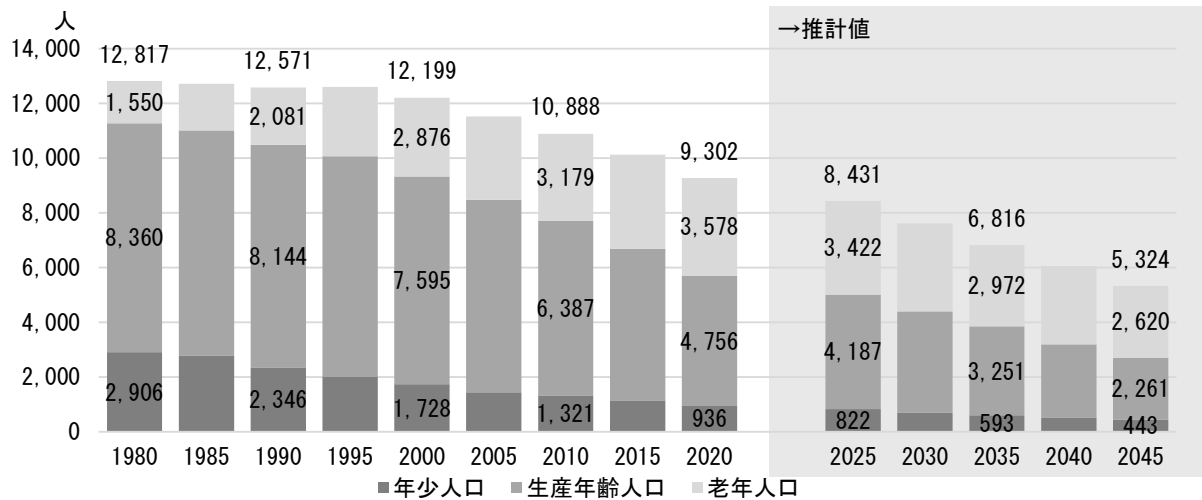
イ 人口

令和4年9月1日時点の人口は9,297人（住民基本台帳）である。

国勢調査の結果を基に人口推移をみると減少傾向が続いている。

年齢別人口について将来の推移をみると、年少人口と生産年齢人口、老年人口のすべてが減少傾向で推移することが予測されている。

高齢化率は、令和2年（2020）年の38.5%から令和27（2045）年には49.2%に上昇する見込み。生産年齢人口比率は、令和2（2020）年の51.1%から令和27（2045）年には42.5%に低下する見込みである。



出典：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

<②想定される災害リスク>

【地震災害：皆野町地域防災計画、ハザードマップ】

埼玉県が想定した5つの地震による皆野町の被害想定結果は、次の通りである。

県が想定した5つの地震に対して、皆野町に最も大きな揺れが発生すると想定されているのは「関東平野北西縁断層帯地震」で、最大震度は6強と予測されている。この関東平野北西縁断層帯は、断層の北端が群馬県側まで伸びており、破壊開始地点として「北」「中央」「南」の3地点から想定されている。特に「北」から破壊が開始された場合、本町にとって多くの被害が予測されている。さらに、帰宅困難者に関しては、すべての想定地震において発生が予測されている。

想定地震の震源位置図



出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月 埼玉県)

また、皆野町では地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや、気象条件の違いによって変わってくるため、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

1. 季節・時刻 (3 ケース)

- (1) 冬 5 時—大多数の人が在宅し、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- (2) 夏 12 時—大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- (3) 冬 18 時—火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

2. 風速 (2 ケース)

(1) 3m/s - 平均的な風速のケース

(2) 8m/s - 強風のケース

■町内の被害予測（「関東平野北西縁断層帯地震」）

項目	予測内容	単位	ケース	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
							北	中央	南	北	南
建物	全壊数	(棟)	-	0	0	0	46	31	34	0	0
	半壊数	(棟)	-	0	0	0	289	225	236	0	0
火災	消失棟数	(棟)	冬18時	0	0	0	4	3	4	0	0
人的被害	死者数	(人)	冬5時	0	0	0	3	2	3	0	0
	負傷者数	(人)	冬5時	0	0	0	48	37	39	0	0
生活支援	避難所避難者数 (1週間後)	(人)	冬18時	0	0	0	105	55	59	0	0
	帰宅困難者	(人)	平日12時	785	483	694	1,910	1,910	1,910	834	669
		(人)	休日12時	1,558	1,040	1,416	2,822	2,822	2,822	1,118	776
ライフライン	電力 停電世帯数 (1日後)	(世帯)	冬18時	0	0	0	176	118	130	0	0
	通信 不通回線数 (1日後)	(回線)	冬18時	0	0	0	5	4	4	0	0
	都市ガス 供給停止件数	(件)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	上水道 断水人口 (1日後)	(人)	-	0	0	0	1204	279	286	0	0
	下水道 機能支障人口	(人)	-	0	0	0	1528	1475	1520	0	45
その他	エレベーター 閉じこめ(直後)	(台)	-	0	0	0	2	1	1	0	0
	災害廃棄物量	(万t)	冬18時	0	0	0	0.8	0.5	0.6	0	0

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害予想調査（埼玉県）

注) 避難所避難者において、元禄型関東地震と立川断層帯地震（破壊開始点：北）は1日後の避難所避難者数を示している。

注) 帰宅困難者の予測は、内閣府（2013）及び埼玉県（2007）の2種類の帰宅困難率を用いて想定されているが、そのうち、最も帰宅困難者数が多いと想定されているケースを掲載している。

注) 災害廃棄物量の予測ケース（冬 18 時）において、「関東平野北西縁断層帯：破壊開始点「北」」では風速 3m/S の場合の想定値を掲載している。

上記の表によれば、地震後の火災による焼失・人的被害（死者）にあっては、少数の被害となっているが、人的被害（負傷者）のほか、建物半壊数、生活支援（避難所避難者・帰宅困難者）の発生や、ライフラインにあっては、停電世帯、断水、機能支障が数多く発生するものと想定されている。

山間の集落には、建築年代不明の老朽化した空き家が点在しており、倒壊の恐れもある。

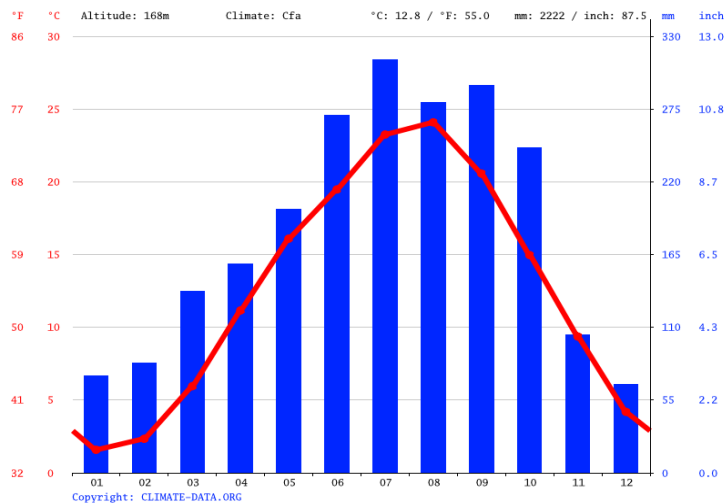
【風水害：皆野町国土強靱化地域計画・ハザードマップ】

町の中央を南北に荒川が流れ、東西から三沢川と日野沢川が合流しており、過去に洪水被害に見舞われたが、ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。しかしながら、荒川上流域では、近年、県内観測史上最高を記録する降雨があるなど、大きな降雨が発生している。

皆野町において、大雨が降りやすい時期は、7月を中心として6～10月にかけてであり、6～7月は

梅雨、8月は寒冷前線や雷雨、9～10月は台風や秋雨の時期の低気圧に原因している。近年は、日本各地で短時間に局地的に降る集中豪雨による被害が多発しているが、秩父特別地域気象観測所のデータによると、2011～2020年（平成23～令和2年11月）の10年間で、1日の最大降水量が200mm以上の大雨は2回発生している。皆野町では、大雨による浸水害、土砂災害等の被害が想定される。土砂災害防止法により、特別警戒区域に指定されている箇所も多数あるため、危険箇所を掲載したハザードマップを作成し、住民への周知を実施している。今後も、ソフト・ハードの両面からの対策が求められる。

皆野町年間降水量と気候グラフ



資料：気候グラフ:CLIMATE-DATA.ORG（皆野町）

【土砂災害：ハザードマップ】

皆野町のハザードマップによると、皆野町内全域に多くの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、町内には337箇所の土砂災害危険箇所がある。

- ① 土石流危険溪流：95箇所
 - ・土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある溪流
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所 218箇所
 - ・斜面の傾斜が30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所
- ③ 地すべり危険箇所：24箇所
 - ・地すべりが発生している、あるいは発生するおそれのある区域のうち、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所

なお、皆野町には土砂災害危険箇所のほかに「山地災害危険地区：107箇所」もあり、長雨や集中豪雨、地震等に起因して突然発生するため、予測の難しい災害であり、普段から土砂災害への備えが必要である。

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が発生し、皆野町でも令和4年10月末現在で延べ1,208名が感染した。新型コロナウイルス感染症による影響は依然拡大しており、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。又、新型インフルエンザはこれまでも世界的に流行を繰り返し、人々の生命・健康に大きな影響を与えている。

(2) 商工業者の状況

① 事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業者数は542者となっており、うち小規模事業者数は422者で、全体の77.8%を占めている。

業種	事業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設	74	73	皆野町皆野地区に多い
製造	53	45	皆野町皆野地区に多い
卸・小売	145	106	皆野町皆野地区に多い
宿泊・飲食	62	49	皆野町皆野地区に多い
医療・福祉	30	11	皆野町皆野地区に多い
他サービス	119	89	皆野町皆野地区に多い
その他	59	49	皆野町皆野地区に多い
合計	542	422	

(出典：総務省・経済産業省「経済センサス」活動調査)

② 事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和4年9月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた皆野町の実業事業者数は3者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

I. 皆野町の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき皆野町地域防災計画を策定。計画は、皆野町の地域に係る災害に関し、皆野町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全4編（総則、風水害・事故災害対策編、震災対策編、その他災害対策編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・皆野町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・防災行政メール（安心・安全メール）
- ・皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・皆野町地震ハザードマップの作成
- ・皆野町土砂災害ハザードマップの作成
- ・皆野町洪水ハザードマップの作成

②当会の取組み

【周知対応】

- ・ 県等主催の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・ 災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・ 当会事業継続計画（BCP）の作成
- ・ 事業継続計画、事業継続力強化計画策定セミナーの開催

【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ 損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【備蓄・訓練対応】

- ・ 防災備品（段ボールベッド、電源、スコップ、テント等）の完備
- ・ 備蓄倉庫（非常食料品、飲料水等）の整備
- ・ 町が実施する防災訓練への参加及び協力

【災害時対応】

- ・ 地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・ 被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

(3) 外部との連携に関すること (行政・損害保険会社等)

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と皆野町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

III. 目標

目標は次の4項目とする。

皆野町地域防災計画を踏まえた皆野町商工会としての事業継続力強化支援計画を策定し、当会と皆野町が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と皆野町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時に皆野町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・ 町広報、商工会報、会員宛 DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ICT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においても Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者の BCP 策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・ 自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・ 同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(3) 行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と皆野町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、秩父地区商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と皆野町産業観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ③ 当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ④ 災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員のマルチスキルやデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちにLINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と皆野町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①皆野町地域防災計画に準じて、当会と皆野町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、皆野町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を皆野町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と皆野町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

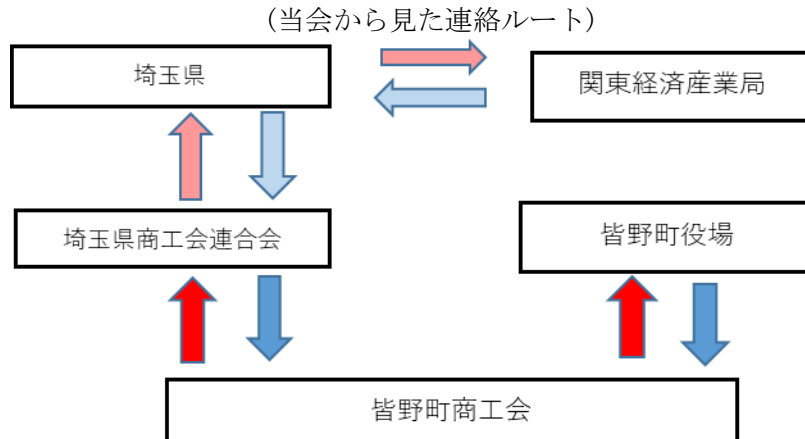
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ① 当町で取りまとめた「皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、皆野町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②皆野町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
③当会と皆野町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
④当会と皆野町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と皆野町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

(4) 応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、皆野町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」の発行・交付について皆野町税務課と連絡、調整を行ない、被災事業者に周知を図る。
③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

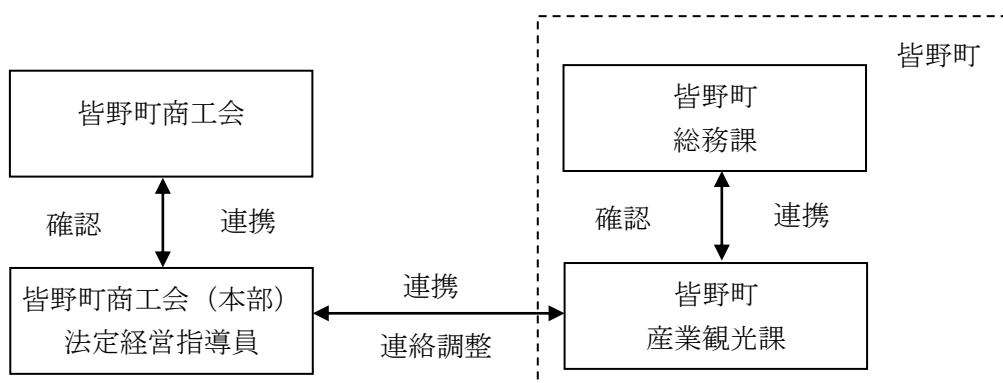
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 瀨田 純（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

皆野町商工会

〒369-1412 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1423 番地

TEL：0494-62-1311 / FAX：0494-62-4444

E-mail：minano@syokokukai.jp

① 関係市町村

皆野町役場 産業観光課

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1

TEL：0494-62-1462 / FAX：0494-62-2791

E-mail：kanko@town.minano.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、皆野町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等